

アルゼンチン共和国を被控訴人とする上告審において、最高裁判所から
口頭弁論期日指定通知を受領したことについて（お知らせ）

平成 28 年 3 月 15 日

- 第 4 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1996）保有者の皆様へ
- 第 5 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1999）保有者の皆様へ
- 第 6 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ
- 第 7 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ

管理会社が、標記各債券（以下「本債券」といいます。）について、本債券の保有者の債権の実現を保全するため、平成 21 年 6 月 29 日に、アルゼンチン共和国を被告として提起した本債券の元利金及び遅延損害金の支払を求める訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）に関し、管理会社は、平成 26 年 2 月 13 日付で最高裁判所に上告の手続を執っておりましたが、最高裁判所より、平成 28 年 3 月 10 日付で、口頭弁論期日が以下のとおり指定された旨の通知書を受領しましたことをお知らせ致します。

日時： 平成 28 年 4 月 21 日（木）午後 3 時
法廷： 最高裁判所第一小法廷

上告審の結果等、今後ご注意頂きたいことにつきましては、改めてお知らせ致します。

なお、本件訴訟が提起されるに至った経緯など当時の詳細につきましては、平成 21 年 6 月 30 日付の「アルゼンチン共和国を被告とし、東京地方裁判所に訴訟を提起したことについて（お知らせ）」、平成 25 年 3 月 18 日付の「アルゼンチン共和国を被控訴人とする訴訟の東京高等裁判所における控訴審の手続について（お知らせ）」及び平成 26 年 2 月 13 日付の「アルゼンチン共和国を被上告人とし、最高裁判所に上告を提起したことについて（お知らせ）」をご参照下さい。

債券の管理会社

第 4 回債
株式会社新生銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社みずほ銀行

第 5、6、7 回債
株式会社三菱東京UFJ銀行

（ご照会窓口）
株式会社新生銀行 法人企画部 ミドル担当
03-6880-8196 午前 9 時～午後 5 時（平日のみ）